

自転車用ヘルメット購入費の

一部を補助します

令和7年7月から♪



道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

新座市では、自転車用ヘルメット着用の普及・啓発を図るため、ヘルメット購入費の一部補助を実施します。

申請受付期間

令和7年7月1日～令和8年2月27日

※予算額に達し次第終了となりますので、お早めに申請してください。

補助対象者

新座市に住民登録がある方（ヘルメット利用者1人1回限り）

補助対象ヘルメット

次のすべての条件を満たすヘルメットが対象です。

- ①令和7年4月1日以降に購入したもの
- ②自転車乗用時に頭部を保護する目的で製造された新品のもの
- ③安全基準認証を受けているもの（SGマークなど）

補助金額

購入価格の2分の1（100円未満切捨て）で、上限2,000円

※送料やポイント使用分などは対象外

申請方法

※ 郵送による申請はできません。

・オンライン申請はこちらから⇒⇒⇒⇒



・交通政策課窓口で申請

窓口で申請する方は、交通政策課窓口または市ホームページから申請書をご用意ください。

必要なもの



↑市ホームページ（申請書及び個人情報利用目的外利用同意書のダウンロードやよくある質問など）はこちらから

□ 購入金額等が確認できるものの写し

令和7年4月1日以降の日付で、購入日、購入者氏名、購入金額、販売店名、商品名が確認できるもの

領収書、レシート、購入完了画面の写真など

□ 安全基準認証が確認できるものの写し

保証書、ヘルメットに添付された安全基準マークの写真など

□ 住民票の写し

職員による住民登録情報の確認に同意いただける方は、個人情報利用目的外利用同意書（電子申請の場合は作成不要）を御記入いただければ提出不要です。

□ 振込先口座が確認できるものの写し

通帳やキャッシュカードなど

